

判決年月日	平成 27 年 1 2 月 2 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10083号		
○ 引用商標に周知性が認められないとして、商標法 4 条 1 項 1 0 号該当性を認めて商標登録を無効とした審決を取り消した事例			

(関連条文) 商標法 4 条 1 項 10 号

(関連する権利番号等) 商標登録第 5366316 号, 無効 2014-890052 号

判 決 要 旨

【本件商標】

エマックス
E e m a X

第 11 類 家庭用電気瞬間湯沸器, その他の家庭用電熱用品類 (本件指定商品)

【引用商標 1】「エマックス」との文字からなる標章

【引用商標 2】「E e m a X」との文字からなる標章

【引用商標 3】「エマックス」及び「E e m a X」の各文字を同時に表した標章

本件商標に係る登録無効審判請求について、審決は、次のとおり、本件商標登録が商標法 4 条 1 項 10 号に該当するとして、商標登録を無効と認定判断した。

①引用商標 (引用商標 1～3) には周知性が認められる。②本件商標と引用商標とは類似する。③本件指定商品と引用商標に係る使用商品 (本件電子瞬間湯沸器: 電気を熱源とする瞬間湯沸器) とは、同一又は類似する。

本判決は、次のとおり、引用商標には周知性が認められないと認定判断した。

[1] 本件における周知性の有無の判断方法

電子瞬間湯沸器の需要者又は取引者として想定すべき者は、ガスを熱源とするものも含む。また、本件電子瞬間湯沸器が特定の地方で集中的に又は専属的に販売されるものであるとする事情はないから、引用商標が、全国のいずれかの地域において、一県の全域及び隣接の数県を含む程度の地理的範囲において周知であるか否かを考慮することになる。

[2] 引用商標の周知性の有無

本件証拠上、引用商標に関する宣伝広告等は活発に行われたとはいえない上、新聞・雑誌等によりこれが報道された機会も少ないと認められる。一方、引用商標を付した本件電子瞬間湯沸器の販売台数等は明らかではなく、全国的規模の市場に対する販売実績は極めて少ないものと推測される。このような宣伝広告及び販売実績等を考慮すると、家庭用の壁掛型の瞬間湯沸器又は電気を熱源とする同瞬間湯沸器の市場規模を子細に確定するまでもなく、いずれの引用商標も、周知性を有していたとは認め難い。

その結果、本判決は、審決の認定判断に誤りがあるとして、これを取り消した。